

第45号議案

品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

戸越台複合施設の大規模改修において、特別養護老人ホームは入所者の居ながら工事を実施している。改修工事の期間中（平成30年8月から令和2年8月）、戸越台在宅サービスセンター（以下、「センター」という。）のスペースを活用する必要があるため、現在の東中延1丁目へ移転している。

令和2年8月、工事の一部完了に伴い、センターは再移転し、戸越台複合施設へ戻ることから、品川区立在宅サービスセンター条例別表第1に規定するセンターの所在地を改める。

2. 改正の内容 ※新旧対照表のとおり

旧所在地	品川区東中延 1-5-7 プラムアーク 1階
新所在地	品川区戸越 1-15-23

3. 施行期日

令和2年9月14日

[参考]



品川区立在宅サービスセンター条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区立在宅サービスセンター条例</p> <p style="text-align: right;">平成3年3月30日 条例第16号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 在宅の介護もしくは支援等を要する高齢者または心身に障害のある者（以下「在宅の要介護高齢者等」という。）に対し、日常生活を営むのに必要なサービスを提供することによって福祉の増進を図るため、品川区立在宅サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所介護 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護をいう。</p> <p>(2) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。</p> <p>(3) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。</p> <p>(4) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。</p> <p>(5) 第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。</p> <p>(6) 生活介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護をいう。</p> <p>(名称、所在地および提供するサービス)</p> <p>第3条 サービスセンターの名称、所在地および提供するサービスは、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 サービスセンターは、前項に規定するもののほか、介護に関する情報提供、</p>	<p>○品川区立在宅サービスセンター条例</p> <p style="text-align: right;">平成3年3月30日 条例第16号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 在宅の介護もしくは支援等を要する高齢者または心身に障害のある者（以下「在宅の要介護高齢者等」という。）に対し、日常生活を営むのに必要なサービスを提供することによって福祉の増進を図るため、品川区立在宅サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所介護 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護をいう。</p> <p>(2) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。</p> <p>(3) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。</p> <p>(4) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。</p> <p>(5) 第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。</p> <p>(6) 生活介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護をいう。</p> <p>(名称、所在地および提供するサービス)</p> <p>第3条 サービスセンターの名称、所在地および提供するサービスは、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 サービスセンターは、前項に規定するもののほか、介護に関する情報提供、</p>

新	旧
<p>高齢者等の家族介護に対する支援その他区長が必要と認めるサービスを提供する。</p> <p>(休業日等)</p> <p>第4条 サービスセンターの休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 サービスセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>4 第1項または第2項の規定にかかわらず、指定管理者(第10条第1項に規定する指定管理者をいう。)は、必要があると認めたときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 サービスセンターを利用することができる者は、区内に住所を有する在宅の要介護高齢者等およびその家族とする。</p> <p>(利用手続等)</p> <p>第6条 サービスセンターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を承認しない。</p> <p>(1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。</p> <p>(2) サービスセンターの管理運営上支障があると認めたとき。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第7条 前条第1項の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納めなければならない。</p> <p>(1) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護 サービスの内容、サービスセンターの所在する地域等を勘案して算定される当該サービスに要する平均的な費用(日常生</p>	<p>高齢者等の家族介護に対する支援その他区長が必要と認めるサービスを提供する。</p> <p>(休業日等)</p> <p>第4条 サービスセンターの休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 サービスセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>4 第1項または第2項の規定にかかわらず、指定管理者(第10条第1項に規定する指定管理者をいう。)は、必要があると認めたときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 サービスセンターを利用することができる者は、区内に住所を有する在宅の要介護高齢者等およびその家族とする。</p> <p>(利用手続等)</p> <p>第6条 サービスセンターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を承認しない。</p> <p>(1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。</p> <p>(2) サービスセンターの管理運営上支障があると認めたとき。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第7条 前条第1項の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納めなければならない。</p> <p>(1) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護 サービスの内容、サービスセンターの所在する地域等を勘案して算定される当該サービスに要する平均的な費用(日常生</p>

新	旧
<p>活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)</p> <p>(2) 第1号通所介護 法第115条の45の3第2項の規定により、第1号通所事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額</p> <p>(3) 生活介護 支援法第29条第3項第1号の規定により、生活介護に通常要する費用(特定費用(同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活介護に要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に生活介護に要した費用の額とする。)</p> <p>2 利用者は、前項の規定によるもののほか、食事その他の費用で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を負担しなければならない。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、または利用を停止し、もしくは制限することができる。</p> <p>(1) 利用の目的または区長の指示に違反したとき。</p> <p>(2) この条例に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 利用者は、サービスセンターの利用に際して、施設および設備(以下「施設等」という。)に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>(サービスセンターの管理等)</p> <p>第10条 別表第2に定めるサービスセンターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p>	<p>活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)</p> <p>(2) 第1号通所介護 法第115条の45の3第2項の規定により、第1号通所事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額</p> <p>(3) 生活介護 支援法第29条第3項第1号の規定により、生活介護に通常要する費用(特定費用(同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活介護に要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に生活介護に要した費用の額とする。)</p> <p>2 利用者は、前項の規定によるもののほか、食事その他の費用で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を負担しなければならない。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、または利用を停止し、もしくは制限することができる。</p> <p>(1) 利用の目的または区長の指示に違反したとき。</p> <p>(2) この条例に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 利用者は、サービスセンターの利用に際して、施設および設備(以下「施設等」という。)に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>(サービスセンターの管理等)</p> <p>第10条 別表第2に定めるサービスセンターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p>

新	旧
<p>2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、サービスセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として、利用者から收受することができる。</p> <p>3 前項の規定により指定管理者が收受することができる利用料金の額は、第7条第1項に規定する使用料と同額とする。 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、サービスセンターの管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。 (2) サービスセンターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。 (3) サービスセンターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。 （指定管理者の行う業務）</p> <p>第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第3条に規定するサービスの提供に関すること。 (2) 施設等の維持および修繕に関すること。 (3) 施設等の使用に関すること。 (4) 利用料金の徴収に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務 （指定管理者による個人情報の取扱い）</p>	<p>2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、サービスセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として、利用者から收受することができる。</p> <p>3 前項の規定により指定管理者が收受することができる利用料金の額は、第7条第1項に規定する使用料と同額とする。 （指定管理者の指定の手続）</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、サービスセンターの管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。 (2) サービスセンターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。 (3) サービスセンターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。</p> <p>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。 （指定管理者の行う業務）</p> <p>第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第3条に規定するサービスの提供に関すること。 (2) 施設等の維持および修繕に関すること。 (3) 施設等の使用に関すること。 (4) 利用料金の徴収に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務 （指定管理者による個人情報の取扱い）</p>

新			旧		
<p>第13条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>			<p>第13条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
名称	所在地	提供するサービス	名称	所在地	提供するサービス
品川区立八潮 在宅サービス センター	東京都品川 区八潮五丁 目10番27号	1 通所介護 2 第1号通所事業	品川区立八潮 在宅サービス センター	東京都品川 区八潮五丁 目10番27号	1 通所介護 2 第1号通所事業
品川区立大井 在宅サービス センター	東京都品川 区大井四丁 目14番8号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業	品川区立大井 在宅サービス センター	東京都品川 区大井四丁 目14番8号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業
品川区立大崎 在宅サービス センター	東京都品川 区大崎二丁 目11番1号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業	品川区立大崎 在宅サービス センター	東京都品川 区大崎二丁 目11番1号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業
品川区立戸越 台在宅サービ スセンター	東京都品川 区戸越一丁 目15番23号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業	品川区立戸越 台在宅サービ スセンター	東京都品川 区東延一 丁目5番7号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業
品川区立荏原 在宅サービス センター	東京都品川 区荏原二丁 目9番6号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業	品川区立荏原 在宅サービス センター	東京都品川 区荏原二丁 目9番6号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業

新			旧		
品川区立五反田保育園ふれあいデイホーム	東京都品川区東五反田二丁目15番6号	1 地域密着型通所介護 2 第1号通所事業	品川区立五反田保育園ふれあいデイホーム	東京都品川区東五反田二丁目15番6号	1 地域密着型通所介護 2 第1号通所事業
品川区立小山在宅サービスセンター	東京都品川区小山七丁目14番18号	1 認知症対応型通所介護 2 介護予防認知症対応型通所介護	品川区立小山在宅サービスセンター	東京都品川区小山七丁目14番18号	1 認知症対応型通所介護 2 介護予防認知症対応型通所介護
品川区立中延在宅サービスセンター	東京都品川区中延六丁目8番8号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業 5 生活介護	品川区立中延在宅サービスセンター	東京都品川区中延六丁目8番8号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業 5 生活介護
品川区立月見橋在宅サービスセンター	東京都品川区南大井三丁目7番10号	1 地域密着型通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業	品川区立月見橋在宅サービスセンター	東京都品川区南大井三丁目7番10号	1 地域密着型通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業

別表第2（第10条関係）

- 1 品川区立八潮在宅サービスセンター
- 2 品川区立大井在宅サービスセンター
- 3 品川区立大崎在宅サービスセンター
- 4 品川区立戸越台在宅サービスセンター
- 5 品川区立荏原在宅サービスセンター
- 6 品川区立小山在宅サービスセンター
- 7 品川区立中延在宅サービスセンター
- 8 品川区立月見橋在宅サービスセンター

付 則

この条例は、令和2年9月14日から施行する。

別表第2（第10条関係）

- 1 品川区立八潮在宅サービスセンター
- 2 品川区立大井在宅サービスセンター
- 3 品川区立大崎在宅サービスセンター
- 4 品川区立戸越台在宅サービスセンター
- 5 品川区立荏原在宅サービスセンター
- 6 品川区立小山在宅サービスセンター
- 7 品川区立中延在宅サービスセンター
- 8 品川区立月見橋在宅サービスセンター